

福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（案）に関していただいた御意見等とその回答

令和6年9月6日

産業廃棄物課

No.	該当箇所	意見等	事務局回答	委員名
1	総論	<p>基本的には保管規制の条例化に賛成致します。</p> <p>あとは条例化の後に、具体的にどのようなチェック体制を整えて実効性のあるものにするかがポイントだと思います。（詳細は今後の議論になるかと思いますが。）</p> <p>例えば「4 屋外保管の基準」(7)に「～電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼の恐れがあるものが含まれる場合には、適正に回収し、処理すること。」とありますが、目視で確認しにくいものに対して、どのようにチェックするのかの議論は必要かと思えます。</p> <p>（特に圧縮梱包された金属混合物やプラスチック混合物は、そのままでは目視確認が難しいです。）</p> <p>今後、実効性のある「立入調査」の手法等々についての議論も必要かと思えます。</p>	<p>条例制定に併せて、審査方法や立入調査の要領等を定めるなど、実行性のある制度としてまいりたいと考えております。</p>	反後委員
2	総論	<p>資料2について、審議会での検討において、条文の目次だけというのは引っ掛かります。きちんと条例案を示して、話を進めて頂きたいです。</p>	<p>条文案そのものは提示しておりませんが、条例に盛り込む規制等の内容につきましては、資料1の条例概要により示したところであります。条例本文については、条例概要の内容に沿うものとなるよう、作成してまいりたいと考えております。</p>	沼田委員
3	総論	<p>屋外保管事業場を設置するにあたって、周辺の自然環境への配慮はなされるのでしょうか？（残置森林や事業場周辺の希少種等の調査の実施など）。併せて、事業場を設置するにあたって、伐採や搬入路の確保等も行われるのではないかと思います。その部分についても周辺環境への配慮や安全確保上の指導等は行われるのでしょうか？</p>	<p>この条例は、県民生活の安全の確保及び生活環境の保全を図る観点から、金属スクラップ等の再生資源物の適正管理を促すことを目的としているため、設置・開発行為に対する自然環境保全については、本条例での規制は想定しておりません。なお、自然環境保全については、他の関係法令による規制で対応されるものと考えます。</p>	今野委員

No.	該当箇所	意見等	事務局回答	委員名
4	総論	書類上、申請内容が基準に適合し、許可される見通しの場合、住民の多数の反対があった場合でも許可されるのか、住民の意見は反映されないのでしょうか？	この条例は、金属スクラップヤード等の適正管理を促すための保管基準等を定めるものであることから、条例で定める基準に適合している場合は、許可をすることとなります。 なお、許可の申請に際して、事業者はあらかじめ説明会等により周辺住民に対して事業概要等の説明をしなければならないとの規定を設ける予定です。	植木委員
5	II 条例概要 4 主な屋外保管の基準 5 事業の許可等（許可の要件等） 7 行政処分等	資料1のIIの4、5、7について、敷地面積100平方メートルを超えるか否かで、適用範囲が異なるというのがとても気になりました。この条例の抜け道になってしまう可能性があるのでは、敷地面積を問わず、この条例を適用してはと思います。	条例では、敷地面積を問わず、全ての特定再生資源物屋外保管事業場を対象に保管基準を定めるとともに、違反した場合等の行政処分や罰則が適用できるよう定めております。 ただし、規模の大きな保管事業場は小さな事業場よりも、事故や騒音・振動等による周辺環境への影響が大きくなる可能性が高いことから、他県の例にならい、敷地面積が100平方メートルを超える場合は許可が必要とするなどしております。	沼田委員
6	II 条例概要 4 主な屋外保管の基準 5 事業の許可等（許可の要件等） 7 行政処分等	意見というより質問ですが、敷地面積が100平方メートル以内と超で、許可申請や、囲いの設置、掲示板等の基準が変わるのはどのような意味があるのでしょうか？危険性が変わるのでしょうか？	規模の大きな保管事業場は小さな事業場よりも、事故や騒音・振動等による周辺環境への影響が大きくなる可能性が高いことから、他県の例にならい、敷地面積が100平方メートルを超える場合は許可が必要とするなどしております。	石庭委員
7	II 条例概要 4 主な屋外保管の基準	・概要4（8） 保管単位面積は200平方メートル以下とあるが、保管する種類（金属かプラスチックか）で変える必要はないか。	事業形態によっては、混合物の状態でも保管する可能性もあることから、種類で変えることは難しいと考えております。 （事業者がその業務の都合で、保管する種類毎に分けて200平方メートル以下の単位面積で保管することを妨げるものではありません。）	西村委員

No.	該当箇所	意見等	事務局回答	委員名
8	II 条例概要 3 土地所有者の責務	条例案の「3 土地所有者の責務」で、「確認するよう努めなければならない」とあるが、これはあくまで努力目標で行政処分や罰則などの対象にはならないのでしょうか。なし崩しに保管場所が増えてしまわないかと感じました。	この規定は、土地所有者が当該土地において不適正な保管などにより災害等が発生しないよう、あらかじめ責任をもって当該土地の状況を確認させようとするものであって、御指摘のとおり、土地所有者への努力義務であり、行政処分や罰則の対象とはなりません。 なお、保管が適正に行われていない保管場が増えることのないよう、基準を設けて許可制としております。	丹野孝典委員
9	II 条例概要 5 事業の許可等（許可の要件等）	既存事業者は、仮に今回の条例案の条件を満たせていなくても、条例施行日から1年以内の届出により許可を受けられるという点が気になります。そのような場合には、許可後にどのように改善を行わせるのか、そのような道筋を想定しておくことが重要です。条例案の条件を満たす改善措置を行う年限をつけるのは難しいでしょうか。	届出によるみなし許可を取得した事業者であって、経過措置期間中に保管基準等を満たしていない事業場を設置している場合は、現地を確認しながら基準の遵守を指導し、状況によっては改善命令等により改善を求めていく予定です。 なお、5年おきに更新許可が必要となるため、事業を継続する場合は、少なくとも更新時期までには基準に適合したものに改善する必要があります。	中野委員